

【取扱い厳重注意】

平成23年10月12日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 神藤正嗣

平成23年10月7日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

栃木県農政部経済流通課 マーケティング対策班長 杉本宏之

2 聴取日時

平成23年10月7日午後3時から午後4時35分まで

3 聴取場所

栃木県庁12階 農政部経済流通課事務室内

4 聴取者

事務局 三田浩平、神藤正嗣

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

飲食物に対する措置等について（別紙のとおり）

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い厳重注意】

別 紙

1 被聴取者の身分

被聴取者は、栃木県農政部経済流通課マーケティング対策班長の杉本宏之氏である。

2 原発事故発生後の農産物の検査の状況について

事故発生後、3月14日ころから、栃木県においても、農産物の検査について検討を始めたが、県には保健環境センターに整備されていたゲルマニウム半導体検出器1台しか検査機器がなく、それが大気中のモニタリング等に使用されていたため食品検査に使用することができなかったことから、県の職員で手分けをして、インターネットで検査機関を検索し、電話で問い合わせた。それにより、日本分析センター（千葉）、日本環境測定分析協会（東京）、九州環境管理協会（福岡）、日本環境調査研究所（埼玉）等、併せて12か所の民間の検査機関を見つけることができたが、当時は栃木県内で検査可能な機関は見当たらなかった。

3月17日午後9時ころ、農林水産省から、農林水産省において自治体の農産物の検査を取りまとめて日本食品分析センターに依頼する予定であるが、栃木県はこの検査を希望するかどうかの意思確認の連絡があり、栃木県としては、それは非常にありがたい話であったので、希望する旨の回答をした。

3月19日、県で採取したほうれん草、かき菜、ねぎ15検体を日本食品分析センターに送り検査を受けた結果、ほうれん草から規制値を超える放射性物質（放射性ヨウ素5,700 Bq/kg、放射性セシウム790 Bq/kg）が検出された。3月23日に18検体の検査を希望したが、農水省から検査可能な数の関係で検体数を減らすよう指示があり、結局9検体のみを日本食品分析センターに送った。

検査開始当初、農水省は、県の特産物であるイチゴ等の葉菜類以外の農産物の検査についても受け入れており、検査してもらっていたが、ほうれん草等の葉菜類から相次いで高い放射性物質が検出されていたことから、それらのフォローのために検体数が増えたとして、葉菜類以外の農産物の検査については検査を受け入れないようになった。また、農水省からは、予算が厳しいという理由から1週間当たりの検体数を10検体と制限された。さらに、5月に、県は、農林水産省から10月までの日本食品分析センターでの農産物の検査予定の計画を求められて提出したが、このときも農水省からは計画に出したものの以外の検査は受け入れられないと言われた。さらに、例えば、主要な農産物であるニラは出荷期間が長いので、1か月に1回の検査を計画していたが、放射性物質が検出されないことを理由に農水省から検査の対象外とされた。県では、検査する必要があると判断した農産物のうち、農水省に受け入れてもらえなかったものについては民間検査機関に依頼することにより独自で検査を実施した。

一方で、栃木県は3月21日にほうれん草とかき菜の出荷制限指示を受けていたが、4月4日に原災本部から出荷制限の解除の条件が示された後、その条件を満たすための検査は、すべて農水省を通じて日本食品分析センターで検査してもらった。

県では、農水省による検査では対応しきれない品目の検査を民間検査機関に依頼してきたが、8月に県の農業試験場にゲルマニウム半導体検出器を1台整備し、そのほかにも、牛肉のスクリーニング検査のために簡易検査器を購入した。さらにゲルマニウム半導体検出器の購入を検討している。また、県内事業者による加工食品等の検査を実施するための検査機器として、足利銀行からゲルマニウム半導体検出器1台を寄贈された。

【取扱い厳重注意】

日本食品分析センターは、最近、20 Bq/kg未満の数値について検査結果を教えてくれなくなった。消費者は放射性物質が少しでも含まれているのかどうかを確認したがっており、放射性物質がゼロなのか、それとも少しは検出されているのかということを重要視している。このようなこともあり、来週（10月11日の週）から日本食品分析センターを頼らずに、原則、農産物の検査については県単独で検査することとしている。

3 牛肉や米への対応について

栃木県では、牛肉の出荷制限指示が解除されてから、全頭に対する NaI シンチレーション検出器による簡易検査を実施している。

具体的な検査の仕組みとしては、8月に県内全生産者に対する飼育状況の調査を実施した結果、汚染稲わらの給与が疑われた43戸については、しばらくの間、全頭検査を実施することとし、さらに県内でと畜しなければならない（県外への出荷を認めない）こととした。それ以外の生産者については、出荷制限指示の解除後、最初の1頭目の出荷についてはスクリーニング検査を実施し、県内でと畜しなければならないこととし、検査の結果、50 Bq/kg以下であった場合には2頭目以降を県外に出荷できることとし、1回目の簡易検査の結果200 Bq/kgを超えた牛肉については、ゲルマニウム半導体検出器により精密な検査を行い、500 Bq/kg（暫定規制値）を下回れば県内への出荷を可能とした。

例年、この時期の1日当たりの出荷頭数は200頭程度であるが、1日当たりの検査可能数は400検体程度であったことから、検査可能数の関係上牛肉の出荷量を制限しなければならなかったということにはなかった。

米の検査については、政府から示された検査方針に従い、検査を行った。検体数は全部で251検体であり、県単独で検査することはできなかったため、農水省、県、民間検査機関に分けて検査を行った。

4 農産物の価格下落の状況及び対策について

牛肉については、先ほど説明したような検査を実施しているにも関わらず、下落した価格は元には戻っていない。茨城県や群馬県は全頭検査の実施を決めてから価格が持ち直したようであるが、やはり、出荷制限指示を受けたかどうかの違いが大きい。

牛肉以外の農産物についても事故直後は価格が下落した。県内の主要な農産物であるイチゴ、ニラ、レタス、ねぎ等は、他の主要生産県産のものと比較して低くなり、栃木県の昨年度の販売価格と比較しても平均で8割程度となっていた時期があった。

これらの価格下落に対応するためには、地道な安全性のPRや販売促進をするしかないと考え、4月以降、県内や都内等の様々な場所で即売会等を実施してきた。

また、栃木県では、検査開始当初から検査結果を公表し、また、検査の結果、放射性物質の濃度が規制値を下回った品目について、知事の名前と顔のイラストを入れた安全性を確認した旨のメッセージ文書を配布している。